

## 新型コロナウイルス感染症対策特例措置関係

### ●雇用調整助成金・教育訓練加算・緊急雇用安定助成金の申請手続き等について

都道府県歯科医師会宛ての各通知は、日歯 HP 内の「新型コロナウイルス感染症について」（歯科医師のみなさまへ）およびメンバーズルームに掲載



歯科医師向け

緊急対応期間における雇用調整助成金の手続きについて、4月10日より申請書類が簡素化されました。申請に当たり事前に申請の基盤となる書類を、次の点に注意して整備してください。

①就業規則・賃金規程などの規則を作成しているか、②（作成していない場合）労働条件通知書または雇用契約書を交付しているか。①②共にない場合、助成金の支給申請ができない場合があるのでご注意ください。

本助成金は、雇用保険被保険者のみ利用可能です。雇用保険被保険者ではない場合は、「緊急雇用安定助成金」を活用することになります。

なお、都道府県労働局は、適正な支給を推進する観点から、休業等の実施計画届（変更届）を提出した事業所に対し立入検査を実施するので、ご協力をお願いします。

日本歯科医師会 HP・メンバーズルーム（<https://www.jda.or.jp/member/>）に、▼雇用調整助成金（特例措置）のポイント▼同助成金の申請▼教育訓練加算の手続▼緊急雇用安定助成金の申請（4月1日以降の特例期間）—などについて、分かりやすくまとめた資料を近日中に掲載する予定です。

## 新型コロナウイルス感染症も対象 特定感染症に伴う休業損害・利益減少補償保険が改定

日本歯科医師会は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国の歯科診療所もまた、診療継続および経営の危機を迎えているとの認識のもと、日本損害保険協会に対して、地域歯科医療提供体制の維持のため、新型コロナウイルス感染の影響により歯科診療所が休業した際は、当該保険の補償対象となるよう要望してきました。

国内大手損害保険会社3社（損害保険ジャパン、三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保）が取り扱う特定感染症に伴う休業損害や利益減少を補償する保険について、従前は新型コロナウイルス感染の影響による休業は補償対象外でしたが、この度、令和2年2月1日に遡って一部補償対象となりました。

また、特定感染症を補償する特約がセットされた傷害保険については、損害保険ジャパン、東京海上日動火災の当該商品が、令和2年2月1日に遡って補償対象になりました。国内大手損害保険会社2社（三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保）についても当該商品が補償対象となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされた際等には、加入している保険の契約内容をご確認の上、取扱代理店や損害保険会社に相談してください。

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会  
常務理事 小山茂幸  
本ニュースレターに関する問い合わせは、  
03-3262-9322（広報課）にご連絡ください